

# 令和7年 第3回 安芸太田町議会定例会会議録

令和7年6月10日

招集年月日	令和7年6月5日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和7年6月5日 午前10時15分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等 の 別	議席番号	氏 名	出席等 の 別
	1	笠井 清 孝	○	7	影井 伊久美	○
	2	田島 清	○	8	大江 昭典	○
	3	宮本 千春	○	9	小島 俊二	○
	4	大江 厚子	○	10	津田 宏	○
	5	末田 健治	○	11	中本 正廣	○
	6	佐々木 道則	○			
会議録署名議員	3番	宮本 千春		4番	大江 厚子	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	河野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のため出席した者の職氏名	町 長	橋本 博明		教 育 長	大野 正人	
	副 町 長	木村 富美		病院事業管理者	平林 直樹	
	参 事	宇田 康弘		道の駅推進チーム 担当課長	瀬川 善博	
	参 事	下村 佳世		教 育 次 長	長尾 航治	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	二見 重幸		教 育 課 長	清水 裕之	
	総務課主幹	郷田 亮		安芸太田病院 事務長	正岡 剛	
	加 計 支 所 長	児玉 裕子		—	—	
	筒 賀 支 所 長	山本 博子		—	—	
	企画DX課長	能宗 良明		—	—	
	税務住民課長	沖野 貴宣		—	—	
	地域協働課長	上手 佳也		—	—	
	産業観光課長	菅田 裕二		—	—	
	建 設 課 長	武田 雄二		—	—	
	健康福祉課長	伊賀 真一		—	—	
	衛生対策室長	森 脇 泰		—	—	
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和7年6月10日

	一般質問
--	------

令和7年第3回定例会  
(令和7年6月10日)  
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。

---

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、昨日に続き一般質問を行います。通告に従って順次発言を許します。  
(「議長、4番大江厚子」の声あり。)

4番、大江厚子議員。

○大江厚子議員

おはようございます。4番大江厚子です。本日は、3つの項目について一般質問いたします。一つは、本町におけるヘルパー訪問介護員の状況とその課題と対策について。二つ目は、生活困窮者家庭の支援について。三つ目は、本年の安芸太田町戦没者追悼平和祈念式典での町長の式辞についてを、順次一問一答方式で質問してまいります。どうぞよろしくお願いたします。ではまず1問目、本町におけるヘルパー訪問介護員の訪問介護員の状況、課題とその対策について伺います。できる限りこの地域で、そして自宅で暮らし続けたいと願う住民は多いと思われまます。その願いを支えるためには、高齢により病気に病気がちになった場合や一定の介護が必要となった場合、あるいは家事を行うことが困難にはなった場合に、利用できる在宅訪問医療や訪問介護、デイサービスといった制度の存在が重要です。本日は、このうち訪問介護について、その現状や課題、そして今後の取組について質問してまいります。4月に、皆さん御覧になったかもしれませんが、4月に放映されたクローズアップ現代プラスの番組で、家で介護が受けられない、迫る訪問介護危機では、本町の状況も紹介され、その深刻さを改めて実感しました。質問に入ってまいります。独居高齢者や高齢者のみの世帯が多い本町の状況の中、訪問介護事業の必要性についてどのように考えておられますか伺います。

○中本正廣議長

はい。伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは訪問介護員の必要性についてどう考えるかを質問頂きました。本町では、令和7年3月末現在で、65歳以上の第1号被保険者が2,809人、要介護認定を受けた方は、そのうち全体で660名、約23.5%の要介護認定率となっております。在宅サービスにおけます利用の多い種別といたしましては、デイサービス、福祉用具の購入や貸与、ショートステイに続き、訪問介護というふうになっております。訪問介護サービスは、新型コロナウイルス感染症の流行後、フレイル状態や、認知症状の悪化等が発現し、要介護状態になっても、身体介護等のサービス利用を行うことで、在宅での生活が保持できるため、入所施設やショートステイ等が利用できない利用者にとっては大変必要なサービスとなっております。どの種別も同様ですが、特に訪問介護の場合、ヘルパーの高齢化、また年齢を問わない退職者の増と、人材確保が難しい状況にあります。現に町内にて訪問介護サービスを提供する事業者においても、非正規職員を含めての退職者がありまして、業務を安定して行う体制を確保することも困難となり、訪問介護サービスの需要に対して供給が追いついていない状況にあるというふうに言えます。以上でございます。

○中本正廣議長  
大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。必要性はあるというふうに、需要に対して供給のほうがなかなか追いつかないということをおっしゃっていただきました。必要性は認識されながらも、実態はどうなっているか、今言っていたとおりのことですが、実は安芸太田町には訪問介護事業者はなく、北広島町にあるヘルパーステーションスマイリーより、ヘルパーが派遣されているという状況です。このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。本町の実態について御質問頂きました。議員の御指摘のとおり、本町においては、町内に訪問介護事業所は所在はしておりませんが、先ほどおっしゃったように、隣町から、隣町の訪問介護事業所のサテライト事業所という形で本町に介護員が常駐し、町内のヘルプサービスにあたっております。特にその利用においては、入浴介助や掃除、調理等の内容が多いところでございます。また、ほかの種別といたしましては、本町にはそういった訪問介護の事業所がありませんが、包括的なサービス、泊まりや通いそして訪問を提供する、包括的に提供いたします小規模多機能型居宅介護の登録によってそちらの訪問介護サービスを利用されてる利用者の方が結構いらっしゃいます。利用状況を見ますと、要支援者の方が、先ほど申しました660名のうち、要支援者が160名、要介護者が500名といらっしゃいますが、そのうち、訪問介護を利用されている方は、53名の方で、利用者全体で申しますと8.03%という状況でございます。その中で議員の御指摘のございました、隣町、ヘルパーステーションスマイリーさんからの訪問介護を利用されている方は、そのうち35名の方でございますが、実質、本町にいらっしゃる中で、特に要支援1や要支援2、また、要介護1、2といった軽度の方の利用が多い状況にあります。こういった状況で、町内の各ケアマネジャーに聞き取りを行ったんですけれども、各担当ケースのうちで10%から15%は、訪問介護サービスの利用希望があるんですけれども、新規の利用はもちろん、継続の利用も難しい状況にあって、医療ニーズも有する利用者へは、訪問介護ではなく、訪問看護のサービスのほうへの利用も転換を行っていただいているというような状況でございます。また、要支援者、要支援の認定者については、サービス不足が大変際立っており、代替のサービスといたしまして、インフォーマルなサービス、ステップサービスと申しまして、家事代行やハウスクリーニング、またさんさんネット、そして地域の助け合い活動などを利用しているというのが、要支援者のサービス利用の状況でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。私が順次、質問としていこうとしたことを、答えていただきましたので、その答弁に沿って私のほうを追加で質問させていただきます。まず、スマイリーより派遣されているヘルパーの職員の実態ですが常勤が1名で、あとパート職員が4名、うち、5月中に1名が退職の予定ということで本当に少ない状況の中で、大変な介護の仕事をされているというふうにご考えています。また、訪問の状況についても、今言われてましたように、それだけでは十分な対応ができないので、さんさんネットとか地域、土居でもやっておりますけどそういうこととか家事代行とか、というふうにされてますが、さんさんネットにしましても、訪問日や介護内容に制限があって、もちろんそのヘルパーのような十分な対応はできないということは、やはり問題としてあるというふうにご伺っています。また、今言われてましたように新規の訪問介護の申込みや対応

ができないとか、常勤のヘルパーの過重労働になってるとかそういうことも問題として出てきているというふうに言われています。そこで、なぜ訪問介護職は人手が不足しているのかっていうことです。本町に限らずですけど、また、特に介護職全般についても、人手不足が顕著であるということで、労働条件の厳しさ、例えば賃金が低いとか人間関係によるストレスとか、それから若い人たちにとっては介護職へのネガティブなイメージがつきまどってるとかいうふうなことがある上に、訪問介護ヘルパーについては、原則として1人で業務を行うために、精神的な負担が大きいとか、調理業務があるために調理職などの負担が求められるとか、それから利用者とか家族との関係が構築されなくて、なかなか精神的なプレッシャーがかかるとか、そういうことがあって、介護事業の中でも特に訪問介護ヘルパーさんの人員不足が顕著だというふうに言われています。また、本町は、定期巡回型サービスという制度がないというふうに伺ったんですが、それについてはどうでしょうか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。定期巡回型サービスについて御質問頂きました。基本的に、まず、定期巡回ということになりますと、いついかなるときでも、例えば朝方でも例えば夜でも、御要望があれば、そのサービスのほうに提供に向かうということが必要となりますが、人材不足の中においては、特に夜間帯への訪問というのは難しゅうございます。実際、包括的なサービスを提供しております小規模多機能型の居宅介護においても、そこの中では包括的なサービスが提供できるという利点もあるために、夜間であっても、それは契約の中での話ですから、サービスを提供することは可能であったとしても、巡回型サービス単独で、またはほかのサービスと併用でそれを利用できるという状況にはないというふうに思っております。訪問介護がなかなかうまくいかないというか、全国的にも、介護事業所がだんだん少なくなるという原因については、やはり、介護報酬の問題も影響してくると思いますし、特に本町のような、中山間地においては、1か所のサービスを提供する、その次のサービスを提供する間に、移動手段の時間がどうしてもかかります。ですが、そこは、介護報酬には反映されません。それが制度でございましてそういう状況から考えてみたときに、やっぱり一定程度の件数を短時間において、サービスが提供できるという仕組みであれば、事業所としても成り立っていくんであろうとは思いますが、特にこういった中山間地においてはですね、そういった提供ができないというところにおいて、なかなか事業所としても成り立っていない。ですから、ほかのサービスと組合せた、サービス提供でないと、事業所としてはうまくいかないというふうに考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

全く私もそのとおりで思っています、本町のような状況の場合、なかなか巡回型サービスというのは難しいというふうに考えていますが、それでもやはり、それを求めて、在宅で暮らしたいという方にとってはそれは必要な制度であり、そこを何とかできないかなというふうに今後考えていきたいなというふうには思っています。その上で、次の質問にも入っていただきましたけど、ヘルパーの人材不足、人員不足、また、高齢化から、今言いましたような訪問型、巡回型訪問サービスがない問題があり、在宅介護サービスの需要はあっても応じ切れない先ほど言われましたが、そういう実態がありますが、その実態を踏まえて、それでもなおかつ、何とか対応したいというどのような方法で対応されているかということと、この問題に対して今後どのような取組を今検討されているのか、その2点についてお伺いします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

本町におきますこれから、今の対応と、それから今後の取組について、御質問を頂いたところでございますが、具体的なサービスで申しますと、先ほど少し答弁をさせていただいたような、インフォーマルといった形、制限はあったとしても、さんさんネットでございますとか、また、地域におきます助け合い活動に依拠するというか、お願いするところもでございますが、そのほかステップサービスと申しまして先ほども少し紹介をさせていただきましたけれども、町内の事業者によりまして、家事代行であったりとか、またハウスクリーニングといったサービスを絞った形でのサービス提供をされている事業者もでございます。そちらのほうも利用させていただきながら、特に、訪問介護については、進めていかなければならないというふうにも思っておりますが、昨年度本町において、県のほうのですね、支援事業を受けまして、できるだけ長く地域に住むことを目的目標とした場合に、施設サービスに頼ることなく、身体介護とか認知症状が軽度のときからどのような支援が必要なのかということをもう少し、分析を行うようにというような指導を県のほうから頂きました。現在その要支援者、要支援の認定者の地域での暮らしを確認し、実際には本当にどのような支援が必要なのか、改めて現在当課では整理を行っているところであります。介護保険の中にあります、地域支援事業というメニューがありますけれども、その中の生活体制整備事業といったような、事業を活用しながら、地域サポーターの養成などもまた考えていきたいというふうに思っているところでございます。少しでも多くのサービスの利用に結びつくように、やはり、介護人材の確保でありますとか、育成の面から申しましても、町と、それから各事業所等が共同して、専門職資格の獲得を取得を支援する仕組みをつくることと、また、そうは申しまして、訪問介護サービス事業所の誘致ということもですね、積極的に行うことによって、複数の事業者によりまして、サービスが提供できるような体制を構築していくことが必要だと考えておるところでございます。またさらには、先ほど申しました、公的サービス以外の本町土居地域でも行っておられますようなちょっとしたサービス、ちょっとしたその支援といった取組についても、町内地域に広がるような取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。改めて対応と今後の取組について伺いました。一つ、インフォーマルなサービスを利用ということもありましたけど、介護サービスの利用は1割なんですよね。だから100円とか、30分1人で100円とかそういうふうな定額になりますけど、例えば家事代行とかいうたら、もちろん高額になりますし、地域での助け合いにしてももう少し高額になるんですね。だからなかなか、低所得、利用代金を抑えたいという方にとっては、なかなか厳しいもんがあるかなというふうには思っています。それから誘致についてですけど、これはぜひ、一時ほかの事業所が、撤退されて、その後、ほかの事業所が参入ということも聞いたこともありますが、いまだにそれがかなっていないということはなかなか難しい問題が確かにあるなというふうには思っています。それについてですけど、広域連携の推進というのを考えてはどうかというふうに思っています。先ほど、クローズアップ現代プラスの中でも高知県の例が出ていましたけど、例えば広島市など周辺自治体の訪問介護事業者と連携して、北広島町のように安芸太田町にヘルパーを派遣する取組も考えられます。しかし、今課長言われましたように、現在の訪問介護報酬制度ではヘルパーの移動時間が報酬に反映されていないために、なかなか広域での派遣が困難であるというふうな問題があります。これに、この課題に対して先ほど言いました高知県では、

中山間地域における介護サービス確保対策という補助事業が行われています。移動距離や人手不足により、サービス提供が困難な中山間地域において介護事業所が採算を確保しながら、サービス提供を維持できるような支援をすることっていうことで、補助率としてこれ国の取組ではないんで県と市町に、地方自治体になるんですけど補助率が県が2分の1、市町村が2分の1っていう取組があります。このような高知県の先進的な取組は、安芸太田町のような山間地域で応用可能と考えられますし、ぜひ取り組むべき事業だというふうに思っています。また、過疎地域の多い広島県としても同様の高知県のような対策を講じるよう要望すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。高知県の事業例について、御指摘を頂きました。詳細については、私、テレビのほうは見たんですけども、そこまでのところはちょっと記憶してないところもございまして改めて確認し、本町においても、利用できるような体制がとれるよう、事業の体制構築ちょっと頑張ってみたいと思います。他市町の事業所、先ほどの支援事業であれば、隣町でも、サービスを提供することは可能だというのは分かりますけども、やはり事業所そのものの活動エリアというのがある程度届出によって決まってるところもあって、そういった中において、市内においてはそれは市内から、中山間地にいらっしゃる場合、町境とかいう近いところであれば、動きは可能かも分かりませんが、どうしても遠方になりますと、二の足を踏むような状況も起きてくるというふうに思われます。ましてや、先ほど申しましたように、報酬が、なかなかつかない中、さらには、当該事業において、御紹介頂いた事業が、国の政策というよりも、県、また地方自治体で独自でほぼ独自での取組だということもございしますので、改めて財源のことも含めて検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

私は全くそのとおりで根本的には国への要請が必要だというふうに思っています。問題を整理すると、一つは介護事業者の経営危機が、特に訪問介護事業者の経営の危機が深刻化しているということで、昨年、介護事業者の倒産件数は179社、うち訪問介護の事業者は、86社と過去最高になっています。これは全体の倒産の48%を占めて、本当に訪問介護の事業者は深刻な状況にあります。社会保障審議会介護給付分科会の委員会からは、2027年度の報酬、ともかく、今回の報酬改定が引き下がったのが大きな原因ではありますが、2027年度の報酬改定まで訪問介護サービス提供体制を維持するのは困難である。緊急措置として、事業所に対する直接的な財源支援を早急を実施すべきとの意見が国に出されています。また、今からちょっと問題になっていますが、中山間地における移動時間を報酬に反映させるべき赤字事業所の割合は、訪問効率のよい都市部に比べて、21.4%、中山間地では、とか離島では、21.4%と高く、過疎地域での訪問介護サービスの継続はかなり困難な状況に今陥っているというふうに言われています。やはり委員会からは、移動距離を、報酬に加味すべきというふうな意見が出されています。もう一つ大きな問題である介護事業者への訪問、処遇改善が急務であるということです。24年、2024年6月時点で、介護職の基本給は全産業の平均と比べて約7.6万円の差があります。少しずつ縮まってきているとはいえ、まだこれほどの差があるということです。先ほどの分科会の委員会からは、委員会委員からは、平均賃金を上回らなければ人材は集まらない。既に他産業に流出した職員は戻ってこない。これ以上の賃金格差が生まれれば、介護業界は壊滅的な打撃を受けるとの強い危機感が示されています。本町と同じ問題を抱える自治体が状況を共有し、県

や国へ要望を上げていくことが喫緊の課題であるというふうに考えています。中山間地の課題の一つであるこの分野においても、本町が先導的役割を果たすべきだと思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、訪問介護について様々御提案なりあるいは御質問頂きました。最後の訪問介護とりわけ移動にかかる、ロス、その部分についての手当ということで、高知県の事例も教えていただいたところございまして、改めて今健康福祉課長からも話をしたように、少し我々もしっかりと検討させていただければと思っております。訪問介護の話でございました今年からは集落支援ということで訪問診療のほう、少し一歩踏み出そうとしているところございまして、そういった意味では同じようにやはり介護の分野も、そういった部分で何がしか行政としても、だんだんと手を打たなければならぬ状況になってるのかなと思っております。もちろん恐らく頻度は全然違うものですから、同じ訪問にしてもですねやはり負担という部分ではかなり違うと思っておりますので、その部分の工夫は要るんだろうと思っております。高知県の事例、研究をさせていただきたいと思いながら、よく町外の事業者さんなんか、こちらに来られるような話はあるんですが、例えばやはり職員さんはどうしても地元のほうで確保ができないと難しいという話はよく伺います。その点においてやはり、今の移動のときの支援とは別にですねやはり、大きな課題としては残っていくんだろうなというふうに思っております。ただその点も、お聞きするところによると、訪問介護の分野でもですねこれから外国から来られた方々も、対応させることができるというか今までは制限がかかっていたと聞いておりますが、今年からその制限もなくなるという話も聞いておりますので、その分野でももしかしたら解消する、ある意味、目途が立つ可能性があるというふうに思っております。総じて中山間地域におけるその訪問介護大変難しい課題でございます。1点だけ申し上げますと冒頭NHKの報道がございました。本町の事例も出たと聞いておりますが、我々も決して何もしてなかったわけじゃなくてですね、担当のケアマネジャーさんも含めてですね様々な行政サービス、サービスの提案をさせていただいたところでございますが、利用に至っていないと聞いております。改めて、そうは言いながらも、訪問介護の分野弱いというのは確かに御指摘のとおりでございますので、これからまた国への支援のお願いあるいは県への支援のお願いも含めて検討していきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。今外国人労働者外国人の方のヘルパーということは言われましたけど、都会では都市では自転車で行けますけど、このような中山間地では車が絶対必要なので、なかなか免許というところでのネックはあるというふうに思っておりますが、それにしてもいろいろな解決方法を検討していかなければならないというふうに考えます。次に生活困窮者家庭の支援についてです。NHKの報道では、昨年1年の生活保護の申請件数は前年度より0.3%増加し25万件、申請がです、25万件を超えた、過去最高であったというふうに言われています。単身世帯の増加や物価高など様々な要因が申請の増加につながっているというふうに言われています。また、生活保護利用者を見ても、ここ数年、50代、あるいは70代以上に加え若い世代の利用者も増加し続けています。安芸太田町の所得水準は全国にも低い水準です。また安芸太田町の子ども子育て支援事業計画に掲載されている本町の小学生以下の子どもを持つ保護者を対象とした暮らしの状況調査によると、昨年の調査ですが、就学前の児童がいる世帯では大変苦しい、やや苦し

いと回答した世帯が合わせて全体の44.1%。小学生の児童がいる世帯では37%に上っています。調査ではありませんが、高校生、専門学校生、大学生などの子どもがいる世帯ではさらに厳しい状況にあるというふうに考えています。質問に入ります。本町の生活保護受給世帯の現状について伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。本町におきます生活保護受給世帯の状況について御質問頂きました。令和6年度末現在で、本町におきます生活保護世帯は16世帯でございます。16世帯これは全て単身の世帯です。最も多いのが、高齢者の世帯で、その16世帯のうちの10世帯、次に多いのが、障がい者の世帯で4世帯、残り2世帯は、傷病世帯と申しまして、稼働年齢層、65歳未満の方でありながら、疾病等により、就労及び求職活動が困難な世帯の方々ということで、本町においては16世帯でございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。了解しました。扶助の内容についてはやはり、生活扶助が多いのかなというふうに思います。次に、時間の関係で次にいきますが、生活困窮自立支援制度がありますが、その目的と本町ではどの機関が担当しているのかをお伺いします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。生活困窮者自立支援制度についての目的等について御質問頂きました。この制度については、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、全国の自治体で行われております。主な目的は、失業や病気、家庭の事情といった様々な要因により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難になるおそれのあるの方々に対して、生活保護に至る前の段階で、早期に支援を行うことにより、自立を促進するというのが目的でございます。具体的には、単に経済的な困窮からの脱却を目指すだけではなくて、生活困窮状態にある方々一人一人の尊厳を保持しながら、その能力や状況に応じて、就労の支援、住宅の確保、そして家計相談といった包括的かつ継続的な支援を行うものでございます。本町においては、この相談支援業務を中心に、社会福祉協議会のほうへ委託し、専門的かつ地域に密着したきめ細かなサービス体制のもとで、社会的な孤立を防ぎ、地域社会とのつながりを再構築しながら、安定した生活を営めるように、現在支援を行っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

社協が中心になって担っているということですね。はい。私なりに目的について考えてみました。現在ある社会保障制度、社会保険とか社会福祉、公的扶助、医療保険それから公衆衛生などの網から漏れてしまう人々の生活困窮者を支援する制度であり、生活保護が、最後のセーフティーネットであればその前の段階のセーフティーネットというふうに捉えています。はい。相談事業が主でそれに付随していろいろな就労事業とか家計応援とかいうのがあると思うんですが、相談に関しては大体どれぐらい年間延べありますか、ありましたか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、令和6年度の実績ではございますが、支援の実績が実際13名に対して、件数で申しますと361回の支援を行ったところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。延べ361件ということで、すごく必要とされている制度である機関であるというふうに考えています。では、生活保護利用時の面談や、それから今の生活困窮者自立支援制度から浮かび上がっている本町の生活困窮者の人々が抱える課題についてはどのようなものがあるでしょうか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。生活困窮や生活保護を御利用になっている世帯の抱える課題についての御質問ですが、やはりこれらの世帯が直面する課題は、経済的な困窮や、就労の困難、住まいや、心身健康の問題、さらには社会的な孤立や、子どもがいる場合には、その育成環境など、極めて多岐に及んでいると思われま。そして重要なのは、これらの問題が、単独で存在するのではなく、多くの場合、複雑に絡み合っているという点だと思。具体的には、就労収入の不安定化や失業、住居の確保が難しさや喪失リスク、病気や障がいによる生活への支障、また地域社会からの孤立感などが挙げられると思。こういった複数の課題が相互に絡み合い、いわゆる負の連鎖とも言える状況を生み出し、そして、一層深刻な状況で解決が難しくなるという状況に陥るとい。ということも少なくないというふうに思っております。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。全くそのとおりだというふうに思っています。私も社協のほうで少しお伺いしましたが、やっぱり単身者の相談が多いとか、金銭面で相談される方が多いとか、それから現状の生活を維持するのが大変でやとで貯蓄する余裕がないために、景気や災害の影響を受けやすい、職を失った途端に、困窮状態に陥るケースもある。また就労の問題ではIT関連の就職先が本町にはなかなかないとか、中途退職者で再就職ができず生活に困る、あるいは運転資金の不足や希望の職種がないために、就労につけず、生活保護の申請に至るケースもあるというふうに言われています。また、冬季は、光熱費等がかかりまして、そのほかの季節よりは、困窮者の相談が増えるということも伺っています。では、少し角度を変えて、生活保護制度を担う福祉事務所や、それから生活困窮者自立支援の関係機関である社協等についての体制と連携についての課題があれば、お答えください。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、本町の福祉事務所と社協におきます生活支援、困窮の支援を担当されている方との連携というのは、特に定期的な会議を持って、情報交換をしているわけではなく、その都度、何かの問題、または困難ケースがある場合は即時、連携を取り合っ。対応しているというのが実情でございます。そういった中で、生活保護を担う福祉事務所の職員等に確認をいたしましたが、やはり専門職である、ケースワーカーの確保といったところがやっぱり大きな問題でありますし、生活の保障と自立支援を両立させることのやっぱり難しさというのが、これは本町だけで

はなくて、やはりケースワーカーにおいては全国的なやはり課題ではないかというふうを考えておるところでございます。また、特に社協における生活困窮者自立支援を担う部署で申しますと、多様なやっぱりニーズがございますので、その対応でありますとか、支援が届きにくい方へのアウトリーチの難しさ、また就労支援などの効果的な支援メニューがなかなか確保できないというような課題も浮き彫りになってるところでございます。またこうした相互関係の連携についてもですね、先ほど申しました以上に、やはり情報連携をしっかりと行いながら、切れ目のない包括的な支援体制を構築できるように、これからも、職員は頑張っていくというふうを考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、福祉事務所、全国で非常にまれなケースで、町に福祉事務所を設置しているというのは本当にレアなケースというふうに聞いています。その中で、本当に大変な責任感を持ってねやっただけに、素晴らしいなと思います。地元にあるだけに迅速な対応が可能になるとか、住民との距離が近く低調なケースワークが可能であるとか等のメリットはありますが一方で今言われましたように、とても責任重大な業務でありますので、業務の質や専門性が強く求められていることもやはりあります。大変な事業だなというふうに思っています。また社協に対してもついても人的とか財政的な制約がありますので社会福祉法人ですので、その中で新しい支援の創設っていうのもかなり難しい事業であり、公的な支援がね、必要になってくるなというふうに思っています。次に、制度の運用については伺おうと思いましたが、ちょっと時間の関係で、桐生市の栃木県桐生市の今生活保護事件が大変問題になっていますが、10年間で保護費とか、ケースが半減したと。なぜなら門前払いをしているとか、保護費の分割払いとか、月をまたいで債権の支払いなど、本当に大きな問題が出されて、第三者委員会とか全国の調査委員会が入っていますが、本町ではそういうことはあり得ないにしてもやはり、ほかの自治体のことというふうにはとらえず、常に見直していくべき問題だなというふうに思っています。それから、生活保護、国は、2013年8月から15年4月にかけて3回にわたって生活扶助費、食費など生活に直結する部分の基準額を6.5%から最大10%上げました。引下げました、ごめんなさい、引下げました。それによって、100名の生活利用者、生活保護利用者と支援弁護士が、41の裁判を今争っています。そういう状況があります。こんなことが、生活保護費を下げるということがあっては絶対いけないなというふうに思っています。さて、生活保護減額が決定された時期は激しい生活保護バッシングが吹き荒れ、今なおそれは続いています。そのため、本来利用すべき方々が、制度利用を躊躇している現実があります。生活保護への偏見は生存権そのものを否定するものであり、社会の根幹を揺るがす深刻な問題です。私たちが変えていくべきは、格差を拡大固定化させる社会構造そのものです。町長どのように捉えておられますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。生活保護、それから困窮者の支援ということで、これまたいろいろと御指摘を頂いたところでございます。改めて、誰もがですね最低限の生活を維持できるということはもう憲法に保障されたこととございますし、それを具体的に実現するのがこの生活保護の制度であり、あるいはまたはざまに陥らないよというふうなことで様々な制度がそれぞれ実現してきた経緯があったんだと思っております。我々としてはそれをしっかりと適切な運用をさせていただきたいと思っておりますし、現に大変少ない人数でですねそれぞれ担当部署あるいは社協さんそれ

それ頑張っていたいただいております。しっかりと仕事をさせていただいてですね、そういう困窮者も含めて、最低限の生活をしっかりと維持ができるようにまたその状況から何とか脱せるようにですね、我々もこれから頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。1975年でしたか朝日訴訟という本当に大きな訴訟があって、そこから生活保護、本当に最低限というよりは、人間らしい生活ができるための保障として勝ち取られたものです。それが逆行されるようなことがあってはいけないというふうに思っています。現在物価高、物価高騰に加え、税金や社会保険料の負担も増大し、国民の不安は一層高まっています。一方で国は2023年から27年の5年間で防衛費をGDP1%から2%に倍増させています。今年度の防衛費関連経費は総額9兆9,000億円に達しました。27年度までの防衛費総額は43兆円と定めています。財源確保のために、法人税及びたばこ税の増税は2026年4月実施が決まった一方、所得増税は先送りとなっておりますが、いずれ実施される可能性が高いと考えます。私たちの貴重な税金は、戦争のためではなく、人を育て生かすためにこそ使われるべきと考えます。最後の質問に入ります。本年度の安芸太田町戦没者追悼平和祈念式典での町長の式辞について伺います。これまで2023年及び24年9月の議会において、本式典での町長式辞の内容について質問してまいりました。本年は戦後80年という節目であると同時に、政府による軍備拡大が進み、アジア地域でも戦争の危機が高まりつつある情勢下での式典が行われます。さて、アジア太平洋戦争では、私が言うまでもなく、歴史が示すとおり、日本当時の大日本帝国は侵略戦争遂行し、アジア諸国の人々2,000万人を死に追い詰め追いやり、国内では軍人民間人合わせて約300人の300万人の犠牲を出しました。この戦争は天皇制国家の護持を目的としたものであり、その帰結として、東京大空襲を初めとする各地での空襲、沖縄での住民4人に1人が命を奪われた悲惨な地上戦、さらには広島長崎への原爆投下を招きました。私たちはこの戦争の歴史と現実を真摯に直視しなければなりません。式辞内容について、その前提として、まずこのアジア太平洋戦争及びその戦没者犠牲者に対する町長のお考えを伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。アジア太平洋戦争、それぞれについての御指摘でございました。先の大戦は、国内外ともに本当に多くの犠牲者を出す悲惨な結果をもたらしました。改めて、犠牲になられた方々への哀悼の誠をささげるとともにですね、このような事態は二度と繰り返してはならないというふうに思っております。また今の平和がですね、そうした方々の尊い犠牲や、戦後の諸先輩方の努力のおかげで成り立っていることも忘れてはならないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。先ほども言いましたように国内だけでも300人の300万人の犠牲を出しましたが、アジア諸国約2,000万人の人々を死に追いやった戦争でした。では、記念式典において町長はどのような式辞を述べようとお考えでしょうか。先ほども言いましたように、軍事費の2倍化、琉球諸島の急速な軍事要塞化が進められています。また、中谷防衛大臣が今年3月、アメリカのヘグセス国防長官との会談で、東中国海南中国海朝鮮半島を中心とした地域を一体的なシアター戦時

に一つの軍事作戦を遂行する地域として、日米韓豪比が協力して展開しようと、ワンシアター構想を提案し、ヘグセス長官はこれを歓迎したとの発言や、さらに長官は、有事の場合は、日本が前線に立つと発言しています。日本が再び中国侵略戦争において全面に立ち、主導的役割を果たすという方針の表明など、極めて速いペースで戦争体制が構築されています。また、6月3日付け日経新聞では、非核3原則の見直し、核共有も検討、元政府自衛隊高官が提言のみだしで、日本の非核3原則の一部見直しや米軍の核兵器を日本国内に配備する核脅威の必要性についての提言が報じられました。また、今月、19、20日には、天皇が広島を訪問する予定です。これに伴い、天皇陛下奉迎広島県委員会が結成され、議員にも、委員就任や奉迎事業への協賛会費納入を依頼する文章が届いています。この委員会の連絡先事務所に、事務所連絡先に任意の政治団体日本会議広島の所在地が、記されており、湯崎県知事の名誉会長就任、県教委、広島市市教委が、後援しています。天皇出迎え行事に市内の児童が動員されています。さらに問題なのは、参加する児童の氏名や学級、読み仮名など個人情報事前に宮内庁に提出すること。その同意が求められていました。結局、宮内庁に聞いたところ、個人情報は不要だったことが判明しましたが、県、市を挙げてのこの動きには、市民運動団体、労働組合、被爆者団体から批判の声が上がっています。こうした情勢の中、本年の、本町での戦没者追悼平和記念式典において町長はどのような式辞を述べられますでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて今年の式辞ということで御質問頂きました。御指摘のとおり今年は戦後80年という節目でございます。関係者を含めてですね多くの方々にとって重要な意味合いを持つ1年だと思っておりますが、現時点においてどのような式辞を述べるのかまだ確たるものが実はあるわけではございません。世界に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻は和平の兆しが見えず、またイスラエルパレスチナ情勢もですね、混迷の度合いを深めております。またアジアでは、中国と台湾の関係悪化に続きまして、最近ではインドとパキスタンという核保有国同士の衝突もですね、発生するなど緊張が続いております。また戦後80年ということでもございまして、被爆者にとっても大きな意味合いがある年だと思っております。まさにそういうタイミングで、実は日本被団協さんがノーベル平和賞受賞されたというのは、単純に素直にですね喜ばしいことだなということも感じているところでございまして改めて長年の御苦労が世界で認められて、この受賞につながったものと感じているところでございます。一方で、本町に目を向けますと、遺族や被爆者の高齢化が進み、過去の体験をいかに伝えていくのかということが大きな課題になっております。こういった様々な動きや流れを踏まえながらですね、私としてどのような式辞をまとめるのか、これから引き続き、考えていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい。あと2か月あります。戦争遂行のために真っ先に切捨てられるだろう、地方のこのような小さな町だからこそ、この恵まれた環境の中で、命を慈しみ、育むまちだからこそ、戦争絶対反対核兵器廃絶を真っ正面から訴える、そのような式辞を、やっていくべきと考えます。最後に、奉迎事業の一つとして、提灯をもって天皇を迎える提灯奉迎が予定されていますが、これはかつて南京陥落時に行われた提灯行列をほうふつとさせるものです。南京陥落はその前後に南京大虐殺があり、その非道な行為の歴史を踏まえると、天皇来訪に際して提灯奉迎を行うことに対して私は強い憤りを覚えています。昭和天皇はアジア太平洋戦争における戦争責任を

とることはありませんでした。またその後を継いだ平成天皇、そして現在の天皇も戦争に対する謝罪はしていません。しかし、被爆者や沖縄の基地負担の重さは、過去の戦争と地続きであり、未来への戦争に続いているものです。そして今、戦争の足音が再び聞こえてくる状況の中で、天皇の広島訪問とそれに付随する奉迎行事には、私には明確に反対の意を表します。天皇制をもって再び侵略戦争に向かう一歩に広島が利用されることがあってはなりません。以上で私の一般質問は終わります。

○中本正廣議長

以上で4番大江厚子議員の一般質問を終わります。11時まで休憩といたします。

休憩	午前10時55分
再開	午前11時00分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

(「議長、2番田島清」の声あり。)

2番田島清議員。

○田島清議員

2番田島清です。本日は地域防災計画について及び2問目として温井ダムを活かしてという題、それから3問目については平和行政の推進についての質問をしましてまいります。この本日のですね一般質問については一問一答方式で行いますが、今回は1問目のほうに最初のほうに書いておりますように、私たちの加計町っていう小学校の教材なんですけども、33年前の教材でこれに基づいて少し取上げてみたいというふうに思っております。これを小学生が勉強した町ですね安芸太田町とは言いません、安芸太田町であります、加計町と言いながら、安芸太田町として読替えていけばいいのかなというふうに思っております。なぜ小学生が学んだことについてここで取り上げるかということについては、まず地域防災計画、防災、災害については、東日本大震災において、小学生の子どもたちがですね、地震のすぐ後に動物的な感といいますかね直感的に逃げまじろうということ、大人と一緒に逃げたというふうな話題が残っております。そういった意味でですねこの教材を再度、遡って勉強することが我々に役立つのかなという思いであります。そして最後の3番目の議題でございます。平和行政について、小学生の考え方といいますか、谷川俊一さんですか、亡くなれましたが詩人の方でありますように、戦争するのは大人です。子どもはけんかするけども戦争しないということがあります。ということですので、取扱いを今回してみたいというふうに思っております。それでは最初の地域防災計画について質問をしましてまいります。住みよいまち、住んでよかったまち、こちらの教材のほうに書いてある文言でございます。私たちの加計町、小学校社会科より。水害を防ぐ過去の大災害として、1972年昭和47年の太田川西宗川氾濫、家屋、道路、橋の流出被害。1988年、63年、江内川の土石流、死者10名、けが10名と小学生の記録がこちらのほうに載っております。そしてこの教材の最後にですね、町の移り変わりということで出来事年表が載っております。これは1878年から1992年、昨日も少し話が出ましたが、黒埴の処理場、ポックルくろだおが完成した年だそうです。同じく温井スプリングスが完成した、今回懇親会も予定されておるようですけども、そういったところまでの年表があります。その中に大きな災害について記述が書いてあります。そこでですね、1問目ですが1989年以降の、安芸太田町としての記録すべき災害についての、特にあげるべき項目があればお伺いしたいと思います。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。1989年、平成元年以降の記憶すべき災害について御質問を頂きました。平成元年、1989年以降では、平成5年台風5号によって、戸河内田吹川ほか支流3河川、筒賀大歳谷川、市奥谷川、鷹ノ巣川などの氾濫で、公共施設、人家、耕地などに大きな被害を与えました。平成13年の芸予地震では、町内で震度4の揺れを観測しておりますが、幸いにも人的、住家への被害は発生していません。その後、平成16年台風18号では筒賀坂原地区などで住家4棟が全半壊した土砂災害が発生しております。また、平成17年、台風14号では、太田川の氾濫により、住家被害として床上浸水4棟、床下浸水40棟、非住家被害としましては、床上浸水が1施設、冠水施設4施設が発生し、さらには県道戸河内吉和線の流出によりまして、打梨、那須が孤立したといったような災害が発生しております。一方、広島県内では、大規模な災害がありました平成26年、それから平成30年の豪雨では、安芸太田町内では大きな被害は発生していません。以上が主な災害の状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい。今御報告ありました人的災害はなかったという報告であったらと思います。再度質問ですが、地震のことも取上げていただきました芸予地震。それから今この資料の教材の中には町の状況、年表だけじゃなくて、大きなですね例えばもし付け加えるとすれば、東北震災とか、大きな震災は2か所あったかと思えますけどもそういったものもあがってくるのかなど。さらに言えばですね水害ではありません、地震でもありませんけどもコロナの人的被害、死者数はかなりの大きな出来事なのかなということ、若干考慮に入れる必要があるのかなど、もしこういった資料をまた作るとすればの話ですけども。それでは2番目についてですがこうした災害の教訓を活かす防災体制についてお伺いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、これらの災害を教訓にした、地域防災体制についての御質問でございました。町民の方が亡くなられた災害は、37年前の昭和63年の豪雨災害以降はございません。ですが、先ほど答弁させていただいたように、数年に1度は災害を経験しております、これらの教訓を活かす取組といたしましては、自治振興会単位での防災啓発に取り組んでおるところでございます。防災関係者の中で広く共有される教訓は、避難に勝る対策はないということです。本町でも自治振興会単位で住民の避難行動の意識づけをしてもらうことを目的として、地域防災タイムラインというのをつくってもらった取組を現在進めております。これまで61の自治振興会のうち53の自治振興会に伺って、この取組の啓発を行っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい自治振興会単位での防災計画を進行中であるということでございます。私のところの殿賀地区もこの63年災害の教訓から毎年、防災訓練を行っているところです。そこです。先日ですね6月7日の中国新聞に、オピニオンの中で今を読むというのがあるんですけども、その中で未体験災害への備えというコラムを出しておられます。これによりますとですね先ほど戦後80年の話もありましたけども、災害の80年、80年間は伊勢湾台風が発生した1959年までの前期15年間、それから60年から阪神大震災が発生する直前の94年までの35年間、それから95年以降の後期30年間という三つの時期に分かれています、分けることができるということで、前期の

三河地震や伊勢湾台風などの大災害によって、年間平均2,300人以上が亡くなっている。中期については、平均値が1桁違う280人程度に激減したと。後期については中期と同じく、二つの例外を除けば同じような数値であるということです。例外については言うまでもなく、阪神大震災95年と東日本大震災2011年ということで分類をされております。その中でですねここで訴えておられるのは防災の中で、経験を私ども殿賀地区の災害についても経験を活かして、防災訓練をしておりますけども、それに付け加えて過去に学ぶことで、組立てられてきた防災でなく、防災さんということで、未曾有の災害を想像して、未来に先回りして、備えることが必須である。そして私たちはまだそれを経験していないのだから、経験をベースにした想定では不十分。未体験の実態を思い描く創造力と先見性が求められる。昨今設立に向けて議論が進められている防災庁には、時々優先順位を考慮しつつも、以上の三つの防災全て同時に取り組むという難題が課されているという記事が載っております。そこでですね私たちも地域で防災訓練をするわけですけども、先ほどありましたようにまず避難をするということで初期避難ということで、実際は土石流災害の対応と考えると取組をしているのかなというふうに思っています。そういう意味で地震等でですね長期避難等の対応をされる可能性が出てくるのかなというふうな能登地震、能登災害の地震でもそういった状況がありました、町の防災体制についてはどのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

防災体制のうち、避難所の対応についての御質問をちょうだいいたしました。気象情報による避難をお願いした際には、2食分程度の食料を持参していただくようお願いをさせていただいております。発災後に、自宅に帰宅できずに避難所で生活を送る必要が生じる被災時に備えてでございますが、こちらにつきましては、広島県と町で合わせまして3日分の食料、飲料水、生活物資を備蓄することとしており、食料、飲料水ほか、簡易トイレ等の生活環境に付随する備蓄物資も、町としておおむね2日間分を備えておるという体制を現在とっておっております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい長期の避難については今のところ対応としてはないということではよろしいのかなと思いますが、お考えありますか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、長期の避難でございますが、短期的な避難の後に、仮設住宅でありますとか仮の住まいに移られる際には、また違うステップと申しますか、次のステップの対応が必要になってこようかと思っておりますので、そうした場合は、やはり県等としっかり連携をとりながら、被災後の安心した生活ができるように、県と連携しながら進めていくことになろうかというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はいまだイメージとしてですね長期の避難体制についてまだ私も十分にできておりませんけれども県等の協力、また広域のそういった避難体制もこれから準備していただきたいというふう

に考えるところです。続きまして次の項目に入ります。火事を防ぐということで、この教材の中にあります消防団について取上げてあります。これは私の子どもが使ってたやつだと思うんですけど、消防団のところですね、非常にいろいろ抜き書き、括弧書きとかですねそういったことで、この部分だけたくさん鉛筆で書いてありますということで、本人子どもも消防団のことが興味があったのかなというふうなことをこれを見ながら思ったところですが、私も消防団団員を43年しておりましたけども、安芸太田町の消防団は非常に装備も十分にしておりますし、他に誇れる消防団ではないかなというふうに思っております。この火事を防ぐというところでこれについても資料をですねグラフをつけてあります。たき火が1番、火災原因の断トツで多いとかですね、昔ですから煙突火災というのが2番目に来ております。あとは車の火災そういったものが、三つ大きく、この、20回の中にあがっているというふうな記事がございます。そこで1番目ですがこの資料以外以降の1990年からの火災の発生状況で特徴的なものがあればお伺いいたします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。1990年からの火災発生状況という御質問でございましたが、現在、公式な記録が残ってるのは、平成30年以降のものになります。発生件数といたしましては、平成30年、令和元年にそれぞれ1件、令和2年には3件、令和3年は4件、令和4年、5年は各3件発生しておるところでございます。平成30年と令和7年には、それぞれ1名の方が犠牲になられているといった火災発生の状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい。先ほどの水害と同じく、建物ですね耐火、建築物、耐火構造ということで、火災も少なくなっているのかなというふうに思います。そこで2番目ですが消防団員の現状及び、先日ありました林野火災もあります。そういったか林野火災への体制についてお伺いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい、消防団員の現状と林野火災への対応体制でございますが、消防団員の現状でございますが、人口減少等に伴いまして、団員数も減少しており、合併当時は560名在籍していた団員でございますが、令和6年度末現在で360名余りに減少をしておるところでございます。林野火災に対する体制でございますが、本町の防災計画におきまして、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部の設置基準における災害の種類において、風水害、地震と並列で林野火災を位置づけておるところでございます。総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるときに、災害対策本部を設置することと規定しているところでございます。その前段階であります。警戒態勢におきましても、林野火災は風水害等と同様に配備体制を規定しております。消防団の体制といたしましては、その地域を管轄する消防団と近接する分団に対して、第1出動を要請し、火災規模に応じて、第2出動に拡大することとしており、今回の松原での林野火災では、初期対応は第1出動を要請しておりましたが、被害の拡大を踏まえ、直ちに全団員を対象とした第2出動に切替えて、出動の要請をしたところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

島川議員。田島議員ごめんなさい。

○田島清議員

先般の林野火災についての初期対応、大変誇らしく思っております。これを教訓にしてですねますます体制を充実していただきたいというふうに考えております。3番目ですが近年の火災原因と地域家庭での取組の啓発についてはどのように取り組んでおられますか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。近年の火災原因と各家庭への取組啓発でございますが、御指摘の松原での山林火災の直後に、実はもう1件、林野火災が発生しております。こちらは、発災直後の鎮火に成功しておりますが、それぞれ原因は野焼きでございます。家庭ごみや事業所のごみを焼いていたものが飛び火したものと見られております。住民の皆様には、家庭で発生したごみや事業所で発生したごみは適切に処分をして、決して自宅や事業所で焼却しないことを、防災行政無線で呼びかけるとともに、町広報5月号では、松原の林野火災の状況報告とともに、この啓発の記事を掲載したところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい地域家庭での取組についての啓発について答弁頂きました。ぜひですね、さっきも言いましたけども子どもたちに見える、どうか活動いますかね。多分私の子どものほうも、私が消防団の服を着てるのを見て、ヒーローだったんじゃないかなと思ってるんですけども、安芸太田町の消防団の方も、非常に誇らしく思っております。引き続いて、事故のないようにですね取り組んで頂きたいというふうに考えるところです。地域防災計画については以上で終わりたいと思います。続きまして温井ダムを活かす、活かしてという題で質問をしていきたいと思っております。温井ダムは四つの大きな目的を持っています。洪水を防ぐ、豊かな水を守る、水道用水とする、発電をする、ダムは下流を災害から守り、豊かな水や電気を与えてくれます。何十万人もの暮らしが成り立っていくのです。しかし、ダム湖に沈んでいく家や田畑のことを忘れてはいけません。この町の自然の美しさを全国に広め、観光開発を進めてくれる温井の人々の悲しみを無駄にしないということでこの教材のほうに書いてございます。そこで1問目ですが温井ダムの活用について昨日も町長のほうの答弁何回かありまして、重複するかも分かりませんが再度お伺いいたします。

○中本正廣議長

瀬川道の駅推進チーム担当課長。

○瀬川善博道の駅推進チーム担当課長

はい温井ダムの活用についてのご質問を頂きました。温井ダムでは令和4年度からダム湖についてウォーターアクティビティの民間利活用による、地域活性化の社会実験を行い、令和7年3月に中国地方整備局によります都市地域再生等利用区域の指定、いわゆるインフラツーリズムのオープン化が行われ、今年度より、本格的な民間活力による利活用が始まったところでございます。温井ダムは令和6年4月にインフラツーリズム魅力倍増プロジェクトのモデル地区に選定され、現在、ダム施設の見学順路の明確化や、これまで、非公開であった場所をツアーに盛り込むことによる特別感の創出、演出、またストーリー性を持たせることなどにより、高付加価値化を進めているところでございます。有償ガイドによる温井ダムツアーの構築に向けて、町、温井ダム管理所、地域商社、事業者などの関係者で検討を行っているところでございます。さらに、周辺施設では、多くの事業者が、ダム放流時のダムサイト付近での飲食などの販売やガイドツアーなど、民間活力による取組により、にぎわい創出を図られているところでございます。町としても、温井ダムの放流を地域振興に活かしたいと、水位低下放流以外にも放流を

行っていただけるように、中国地方整備局をはじめ、温井ダムの利水者、広島県、広島市、中国電力等に要望を行っていきたいと考えているところでございます。今後はこれら事業を一体的に進められるよう、事業者間の調整や連携を進めるための一般社団法人温井ダムアウトドアフィールドが周辺事業者により設立される予定となっております。議員の御指摘のとおり、温井ダムは様々な形で、下流域の住民の生活を支えています。今後はこれまで以上に、本町にとっても、有益な役割を果たすよう、温井地区が様々なアクティビティを体験できる県内有数の地域に成長するよう、町としても支えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい現在の取組状況について答弁を頂きました。温井ダムの水源地域ビジョンということで長期総合計画の加計周辺地域の取組の中に取上げてもらえます。今の説明にもありましたように温井ダム、ダム湖、それからその周辺の施設ということで、取組を進めておられるということで承りました。先日です猪山のほうにですね、少しお話をお伺いすることがあったんですけども、ダム湖とは直接関わりないんですが、私は加計町出身ですけども、猪山は戸河内町ということで、直接です猪山が現役のときは関わりがなかったんですけども、やはりダムができるときにですね1年間、家に帰る道が通行できないというふうな中で生活をされたというふうなことも伺いました。そうした、ダムに対してですねダム建設に対して協力を頂いた地域の方々の、ダム湖だけで周辺だけじゃなくて、もう少し範囲を広げた対策も必要なのかなということを感じたところです。はい、それで、最初に申し上げたように温井のダム湖に沈んだ方の御苦労というか温井の人の話というのがこの本に挙げておられますので、少し読んでみたいと思います。ここには昔からのお宮も学校もあった。わたらの家も先祖代々の田畑もあり、27戸が親戚同様に助け合って暮らしてきた。それが水の底に沈むという。最初にその話を聞いたのはたしか昭和42年10月のことであった。わたらは絶対反対の気持ちを持ってはいたが、どうしたら良いもんかも、皆目分からなかった。時間ばかりが過ぎて温井ダム対策協議会を結成して、みんながまとまっていったのは、やっと昭和49年8月のことだった。その間に、47水害と言われる太田川の大水害もあった。それは不幸なことだったが、わたらに何の相談もなく、下流では水害をなくすため、温井ダムを早くつくれという会が開かれたと聞いた。水に沈むものも声も聞かずに早くつくれとは何事か。わたらはこうしてはおれんと思った、そして反対の看板をつくり、わたらの気持ちも固まっていったんじゃ。年寄りには特によく言ったものだ。動くのは嫌じゃ。湖の底に沈んでもよい小屋がけしてでも反対するぞとその気持ちは誰にもあった。その中でいろいろなことに取り組んだ。あちこちダムに沈んだところの話を聞きに行ったり、何十回や何百回と言わず話し合ったり、ときには、固かったまとまりも壊れそうになったり、そうして国や県、町の人たちとも話し合いを繰り返す中で、妥結を迎えたのが昭和61年11月だった。振り返れば長い長い年月だった。その中で何より大切だったことは、温井のみんなのまとまりじゃ。何をしてもそれが一番大切なんじゃ。水に沈むものも沈まないものも、皆が心を合わせて、新しい温井をつくろう、その団結の強さがわたらはここまでこさせた何よりの力じゃとわたしは思う。それにしても鉄入れの後、ブルが入って、わたらの田畑をかき回して始めたときに見ちゃおれんかった。情けのうて情けのうて、わたらの生きてきた跡がずたずたに引き裂かれるような思いじゃった、何度もやめてくれとブルの前へ飛び出しそうになるのをぐっとこらえて立っておったんじゃ。たった1日で、昔の温井が消えてしまうた。寂しいことじゃ。わたしは今でも昔の道をよく歩く。ここはこうじゃったよのうと思いつしながら、他人は新しい家ができてよかろうという。そんなものじゃない。子どもの頃から育ってきたところを失った者にしかこの悲しみは分かってもらえない。これからはどうかこの温井ダムが皆さんのお役に立って

もらうよう祈るばかりじゃ。ということが書いてございます。紹介をしておきたいと思います。そこで2番目の質問でございますが、この川・森・文化・交流センターに水の文化館というのがありますけれども、こちらのですね、現在の活用状況についてお伺いいたします。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。川・森・文化・交流センターの1階に設置をしております水の文化館でございます。中身につきましてはですね、温井ダムにまつわる周辺の環境、またダムの水の利用ということで、発電や都市部を支える、これは先ほど議員のほうからもありましたけれども、こういった使い方の目的、また、それ以外にもですね、太田川の姿などが分かりやすく紹介をされております。またですね、もともとこの役場のロビーにあったんですけれども、安芸太田町全体ですね、立体模型、立体模型図ですね、それを、この水の文化館の入り口のところに設置をしております、町ですね、山や川、起伏ですとか、そういったものが非常に視覚的に感じていただくことができるといったものがございます。文化館でございますけれども、川・森・文化・交流センターの開館日、開館時間ですね、こちらには常に入場していただけるようになっております。入場者数等の記録というものはございませんけれども、開設当初より多くの方に御覧頂いたり、教材として使っていただいたりといったことを確認をしているところでございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

安芸太田町の新しいビジョンについても川を生かすということが掲げてあります。こういったせっかくの施設がありますので、十分に生かしていきたいというふうに考えるところであります。それで感想ですが少し私も入ってますけども照明が暗いかなという印象は持っております。もし、対応ができれば明るくしたほうがよろしいのかなというふうに思っておるところです。それから次にいきますが3番目の太田川の水質調査の展示をこちらのほうにコーナーとして川に興味のある方が見られる機会があるのではないかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。太田川の水質調査の展示について質問頂きました。今年度はまず、太田川の上流部の水質データを収集を行いまして、水質調査の状況確認をいたします。次年度以降におきまして、対応策の検討をし、水質改善を目指していきたいと思っております。水質調査の結果につきましては、水の文化交流館の展示につきまして、それらの調査が完了した後に、その検討をしたことを展示できればと思っております。よろしく申し上げます。

中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい。ぜひ水質について皆さんの興味をですね広めるように展示していただきたいというふうに思っております。続きまして次の項目に入ります。3番の平和行政の推進についてでございます。これも同じくですねこの本に載っておりましたが、誰もが大切にされるまち差別を許さない平和なまちづくり、平等誰もが同じように大切にされる、住んでいてよかったと言えるまちづくりをぶち壊す最大のものが差別、旧加計町では山県郡内でいち早く町内外に非核平和宣言の町を表明しました。私たち町民は人間が大切にされるまちづくりを願い、原爆や水爆に絶

対に反対する。1986年4月1日、強い決心を議会議決しました。僅か3日で2,500名の署名が集まりました。2005年に町村合併後、安芸太田町で議決、現在に至るということでございます。2番からになっておりますが2番目の、そこで、本年度の平和行政の推進についてお伺いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。本年度の平和行政の推進でございますが、本年度、終戦から80年を迎えるということで、本町でも、被爆体験や戦争を知る方、それらを語られる方が、そして継承される方がほとんどおられなくなっているというのが実情でございます。そうした背景から、本町といたしましても、未来にどう語り継ぐか、戦争の悲惨さや、核兵器の使用がどういった悲劇を生むのか、次の世代へどのように伝えていくのかを近年のテーマとしているところでございます。具体的には、令和5年の平和祈念式典から実施しておりますように、子どもたちの日頃の平和学習の取組の様子を式典内で映像による発表の機会を設けるなど、未来につなぐ取組を続けていきたいと考えております。さらには、新年度予算では、広島市との連携による平和体験プログラムへの参加を盛り込んでおります。8月6日の平和記念式典にあわせ実施される全国から参加のあるこのプログラムに町内の子どもたちが参加し発表することは、平和を尊重する意識が深まるプロセスに触れる大きなきっかけになるものと考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい被爆80年の体験を活かした施策を進めていくということでお伺いしました。子どもたちを巻き込んでのですねそういった平和行政、平和教育ですね、の推進というのが非常に大切ななというふうに私も考えております。続いての質問ですが、合併後20年間にこの非核平和宣言の町について宣言が活かされてきたかについてお伺いします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。安芸太田町は、平成17年4月に安芸太田町非核平和宣言を経て、日本非核宣言自治体協議会に加盟をいたしました。また、平成20年3月には広島市が会長都市を務める平和首長会議に加盟しました。平和首長会議は加盟都市相互の緊密な連帯を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困等の諸問題の解消、さらには、難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力して、もって、世界恒久平和の実現に寄与することを目的としております。現在、平和首長会議には国内1,740自治体が加盟しておりますが、安芸太田町は、全加盟自治体が100に満たない早期に加入をしておるところでございます。これら宣言や首長会議等に加盟することで、自治体の方針と立ち位置を明確にすることから、加盟すること自体が、成果の一つだろうと考えております。そして今年度、先ほど申し上げましたが、8月6日の記念式典にあわせ実施される平和学習プログラムへの町内生徒への参加も、この同会議の会長都市である広島市との連携によるものでございます。引き続き平和行政の推進や平和首長会議の取組に参加をして、またそのことを町民にも広報することで、宣言の趣旨を活かしていきたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい子どもを巻き込んでの取組ということで御報告頂きました。ノーベル平和賞を頂きました。

た被団協ですが、こちらの取組については高校生大使が活躍されたことが非常に印象に残っておりますけれども安芸太田町での高校生との関わりとかいうふうな考え方がありましたらお願いいたします。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。加計高校との連携といったことで、教育委員会の所管になるかと思えます。現在ではですね、先ほど総務課長からありましたとおり、小中学校のほうを中心に、平和教育、平和学習、そういったものを発表の機会として、この平和祈念式典で取組を発表させていただくといったことを中心にさせていただいております。加計高校に関しましてやはり県立高校ということございます。したがって学習の内容につきましてですね、なかなか我々も踏み込めるところが少ないんですけれども、加計高校を育てる会といった会もございますので、こういったことを中心にしながらですね、また検討してまいりたいと考えております。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい。せっかく加計高校高校生がこれは全国から生徒が集まっております。こういった取組をですね、広める絶好の機会かと思えますので最大限の取組を希望するところでございます。続きまして、黒い雨被爆者の認定について、これは先ほどもこの教科書をもし、その続きをですね、作るとすればですね、被爆認定者が人口の1割を超える状況になっておりますけれどもそういった記録を残すべき出来事ではないかと私は考えておりますが、お考えがあればお答えください。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。黒い雨被爆者の認定の件について御質問頂きました。御存じのとおり、黒い雨被爆者手帳の認定事務につきましては、原爆、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、運用されております。広島原爆の黒い雨の被害者救済で、国が示しました新たな被爆者認定指針の運用が始まりました。令和4年4月1日から開始されて、現在に至っております。令和6年度の黒い雨体験者等への被爆者健康手帳については、本町では71件の申請がございました。令和7年5月末現在で、本町におきましては、被爆者健康手帳については614件の交付を行っているところでございます。こうした動きを受けまして、本町におきます原爆被害者の会の会員も増えているというのが現状です。現在入会者については、381名、そのうち被爆2世の方が19名いらっしゃるというふうに伺っております。高齢化が進みまして、多くの会が会員が減る中で、このような状況は確かに記憶すべき出来事であるというふうに感じているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

ぜひともですねこういったものが年表ができるのであればですね、記述すべき事柄ではないかというふうに私は考えておるところです。続きまして今説明のありました19人、被爆2世の方がおられるということでありましたけれども被爆2世に対する対応についてお伺いいたします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。被爆2世への対応について御質問頂きました。現状におきましては、被爆2世の方に御案内できます、公的な支援は限定をされております。広島県が行っています被爆2世検診では、県の被爆者支援課へ申請をされますと、一般的な健康診断の項目を満たしている検診を無料で受けていただくことができます。しかしその一方で、被爆2世の方が懸念していらっしゃるがん検診が含まれていないなど、がんの罹患が増加する年代に差しかかっている被爆2世の方々の健康実態等を配慮した検診ではないとの意見があることも、認識をしているところでございます。また、この被爆2世健診の結果によりまして、医師が必要と認めた場合は、精密検査を受けていただくことができます。ただし、被爆者の定期検診とは異なりまして、両方、例えば、失礼いたしました、被爆2世検診と精密検査の検査について、交通費の支給が認められていないというのが現状でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はいぜひですね内容について少し充実をするような取組をですね、考えていきたいというふうに考えるところでございます。最後にですね最後になりますけども昨日来よりですねいろいろとの一般質問の中でもありましたけども、昨日、西部衛生組合の仕事ということで、今後どうしていくかというふうな話も出ておりましたけども、コロナ禍でエッセンシャルワーカーといいますが、そういった仕事の大切さという部分で、この本の中にもあるんですけども、山県西部衛生組合の仕事という中身がありました。戸河内、芸北、筒賀村と吉和村、湯来町の隣り合った6町村が共同で、加計町に処理場をつくって、ごみやし尿を集めて処理しています。1992年4月、ポックルくろだおということで、そのおじさんの話ということで、記述がありましたので少しを読みますけども、私たちはまちをきれいにするため毎日自分の仕事に誇りを持って働いています。最近ごみの量が増え、処理するのにお金がたくさんかかります。まだ使えるものは利用して出すごみの量を減してほしいと言っています。燃えるごみも燃えない分も、出すとき、出す前に、きちんと分けてほしいですという、記述があります。

○中本正廣議長

田島議員、これ関連はないですから、その質問はないですよ。

○田島清議員

はい、ここで申し上げたかったことは、私たち、議員も含めてですが、消防団の話もしましたけども、私たちは誇りを持ってですねこの仕事を進めていきたいということで、この特に30年前の、子どもの教科書ではありますけども、そういった子どもたちに誇りが持てるような安芸太田町を皆さんとともにつくっていききたいということで本日の一般質問に臨んだところでございます。以上で私の一般質問は終わります。

○中本正廣議長

以上で2番田島清議員の一般質問を終わります。午後1時半まで休憩といたします。

休憩	午前11時50分
再開	午後 1時27分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

(「議長」の声あり。)

8番、大江昭典議員。

○大江昭典議員

8番、大江昭典でございます。この場に立たせていただいて今日6月10日がちょうど1年目になります。この1年間は、私の人生で1番早かったと感じております。まだ質問ではありませんが、町長、人によっては、感性充実感など、様々なことで、時間の感じ方も違うものです。そういった意味では、様々な施策提言にスピード感と、明確さ、裏づけのある決断力を持って、自信を持って挑んでほしいと私の思いを伝えまして、本日も緊張感を持って、経歴上2期目の私の一般質問に入りたいと思います。さて、通告書に従い、一問一答にて、4事項、防災、コミュニティスクール、森のようちえん構想、職員の人材育成とこの1年幾度となく提言してきた事項ですが、どれも今後長期にわたり、地域住民、子どもたち、そして施策実現性、実効性に関わる行政事項として、重要視しておりますので、内容によっては、これからも地道に、言葉をかえれば、しつこくやっていく覚悟がありますので、私のところには、町政の現況を踏まえまさに今、地域住民が身近に感じ、疑問視、不安視している政策案件も多数ありますから、いろんな意味で、冒頭の話で町長にスピード感を求めたものであります。早速ですが、質問事項に入ってきます。まずは防災についてです。昨日から、九州地方においては、線状降水帯の発生により、今現在もニュースで騒がれております。本町では、水害、土石災害に加え、南海トラフでの震災、冬季の雪害と、様々な災害が想定されていると考えられますが、一般的に示されております災害時の公助、共助、自助の考え方について、山間部、へき地、少子高齢の環境にある我が町の考え方について問います。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。公助、共助、自助の考え方について御質問を頂きました。今朝ほどの答弁でもお答えしましたとおり、「避難に勝る対策はない」を浸透するために、まず自助、自分あるいは家族の命を守るため自分自身で行うこと、そして共助、地域でできることを意識づけしてもらい、もらいたいということで、地域防災タイムラインを地域で作成して、災害に備える取組を進めているところでございます。地域防災タイムラインは、個人の避難行動に関する内容を確認しながら、災害時に地域住民相互で声をかけ合い、声かけに関する内容を確認するツールであります。各自治会等に出向き説明を行っているところでございます。実際に大規模災害が発生した際には、公助が届くまで時間がかかることが容易に想定されます。発災直後は自助、そして公助が届くまでは共助、地域のコミュニティの力に頼るしかない部分が大きくあると考えておるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。一般的な考え方をお聞きしました。今後、それに対しての具体的な施策はお持ちですか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。具体的な施策についてでございますが、本町は地形的にも災害によって孤立化する地域が多く発生する可能性が高く、しばらくの間は地域で対応をお願いすることになると想定しております。地域に向いて地域での防災への関心度を高める啓発活動を今後とも根強く続けていきたいと考えております。この取組にあわせまして、自治会等が自主的に取り組む防災啓

発活動や訓練、防災に関する資機材を調達する際に、補助金を交付する防災体制構築支援事業費補助金という、補助金の要綱を令和4年度に整備しておりますので、この補助金の活用についてもあわせて周知してまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員

○大江昭典議員

はい、補助金制度のお話を聞きました。考え方としては、地域性と実現性を鑑みると、自助、共助にも行政からの事前指導と、物的事前支援があつてこそ成り立つと考えますが、どうですか。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。議員おっしゃいますとおり、地域だけではなかなか対策が十分に行いにくい部分があると思いますので、そこはやはり行政が支援をしていくという体制をとる必要があると考えております。以上です。

○中本正廣議長

はい、大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。発災後、地域が耐えられると考えられる十分な事前支援、これについて確実にしてほしいと考えております。以前示した豪雪地域への支援策はどうなっていますか。

○中本正廣議長

上手地域協働課長。

○上手佳也地域協働課長

はい。私のほうから答弁をさせていただきます。この冬にですね一部豪雪地帯で、大変困られたということがございまして、今後そういったことがあった際にはですね消防団のほうの御協力を頂いて対応するということで協議のほうを進めております。なお自治振興会でですね、ボランティアで高齢者宅その周辺の作業を行われるというところに対しても、一定の支援が必要だというふうに判断をしているところでございます。こうした状況を踏まえまして、自治振興会が、共助の取組としてですね、除雪機の購入、こういったものの購入される場合、補助金を交付する制度のほうを新設することを考えております。これに必要な予算のほうをですね、今定例会の一般法会計の補正予算のほうに提案をさせていただいているので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員

○大江昭典議員

はい、分かりました。町長。昨日の発言にありました、天の時、地の利、人の和、今回提言しております支援全て当てはまると思いませんか。物資ものがあれば、まだまだ地域単独や町外からの支援での可能性があるのではないのでしょうか。それとも、単独町行政で広域な町内それぞれに町行政が確実に赴くって断言されますか。町長お願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて災害対応防災対応についてのお話を頂きました。少し、質問の趣旨が理解できてないかもしれませんが、改めて、本町大変広い中で町民、様々な地域におられます。それを

全て公助で、対応することは当然難しいわけでございます。総務課長からも話をしたとおり、実際に災害が発生した場合には、まずは自助、あるいは、そこで足りない部分を共助でまずは対応していただかなければ、とてもではないけれども、公助のほうですぐに対応するというのはなかなか難しい状況であるのは間違いないと思っております。引き続き、自助共助、それぞれがまず自覚を頂いて動いていただけるような雰囲気をつくっていかうと。また、その中でも、自助共助を促すための、また行政がやるべきことも当然あるという御指摘でございました。ごもっともだと思っております。そういう形で、多くの町民の皆さんに準備もしていただきながら、その上で公助としてできることをしっかり進めていく、あるいはまた、我々だけでも難しいことはさらに県や国、あるいはまた、お話があった地域の様々な団体に対して御協力をお願いをしていかなければならないと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、分かりました。我が安芸太田町は広域な面積を持っております。それによって地域性もかなり異なります。気候や、雨量、あるいは、どういった災害が起きるかというようなことも、異なってきます。町内一斉にという考えというよりは、そこの地域に合った支援をしていただく。優先的にしていただく。ただ、最後に申しました豪雪については、つい昨今、この先シーズンにあったことですので、もうこういった身近なところから支援をやっていただきたいと考えております。質問を変えます。続いて、コミュニティスクールについての質問に入ります。従前から私は、本来のコミュニティスクールの姿を提言してきましたが、今後の具体的な推進に伴う問題と課題、今年度に目指す目標について伺います。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい。コミュニティスクールについて答弁いたします。教育委員会では、新たに教育振興基本計画を策定し、本計画に基づいた教育政策を推進しているところです。本計画では、政策目標の一つとして、学校・園・所・家庭、地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上を示しており、目標実現のためには、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進が重要であると考えています。具体的な推進に伴う問題や課題についてですが、各学校によって状況が異なっていることもあり、今年度からは、より各校の地域性や特色を活かせるコミュニティスクールとするため、学校が主体となって学校運営協議会委員の選定や協議会の内容決定を行い、事務局はそのサポートや指導助言を行うという役割の整理を行いました。今年度は新たに設置した学校・園・所支援ボランティア制度も活用しながら、学校や地域の求めるニーズ等に対して、具体的な協議を行いながら、柔軟かつ円滑に対応できるコミュニティスクールとすることが目標であると考えています。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。地域協働活動、あるいは学校の格差についても触れられましたが、各種団体、例えば、子ども会等への参加協力要請などへ、消極的な体制を感じられるなど、各学校の対応格差に懸念する声もありますが、現状どう捉えていますか。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。消極的などという御意見をちょうだいしました。そういったことがないようにですね、今年度は、先ほど申しあげました学校・園・所支援ボランティア制度、こちらを強力に推進していくという意味合いでですね、これは学校運営協議会、また、各種団体の総会でありますとか様々な機会にですね、この学校・園・所支援ボランティアの登録についての説明やアナウンスをさせていただいております。昨年度までの状況を見たときにですね、やはり学校運営協議会や、子ども会等、いわゆる学校に入っただけでですね、様々な活動をしていただきたいと、こういったアナウンスが少し手薄になってたといった部分が見られました。今年度は教育長、指揮下のもとにですね、ここは強力に推進してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御協力を頂くよう、よろしくお願いたします。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。私たち大人の事情で子どもたちの成長に負を与えたくないと考えております。先ほど来から、今年度始まった支援ボランティア制度、これについて今登録人数はどんな状況でしょうか。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい。まだ正確な人数をちょっと今、何名ということはお伝えできないんですけども、既にですねいろんな場所で説明させていただいた折にですね、その後すぐにも申込み頂いたりですね、あるいは、昨日からウェブで登録ができるようになっておりますので、続々と、支援の申込みが入っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、分かりました。ぜひ支援ボランティア制度、これも広報が足りないように私は感じております。様々な機会を持って広報し、地域協働活動として、学校、子どもたちを支えられるよう、真摯な気持ちを持って挑んでほしいと考えております。次の質問へ移ります。森のようちえん施策について伺います。今後の具体的な推進に伴う問題と課題、今年度目指す目標、姿について伺います。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。森のようちえんの推進、それに伴う今年度目指す目標についてといったことで御質問ちょうだいいたしました。森のようちえん事業の推進につきましては本年度策定をしております。本年ですね、昨年度でございます。教育振興基本計画におきまして、子どもが自ら学び、育つ力を育むために、地域の自然環境を活用した保育の推進を図ることとしております。また今年度から教育委員会事務局に森のようちえん推進担当というものを新たに設置しまして、重点的な推進を図っているところでございます。本年度のところでございますけれども、各保育所、認定こども園で週1回のおさんぽ、おでかけ保育をはじめ、地域の方の御協力も頂く中で田植、田植前のたんぼですね、での泥んこ遊びであったりとか、身近な溪谷、こちらで自然観察など、定期的に計画し実施をしているところでございます。あわせまして広島自然保育の認証取得の取組を行っているところでございます。議会のほうにもアナウンスをさせていただいておりますけれども、こちらの目標といたしましては、令和7年度中に、1施設、令和8年度には全

園所の取得を計画目標として保育活動を行っているところでございます。また県の実施する自然保育のための安全研修への保育士参加や、町独自で全保育現場職員を対象とした幼児安全研修を新たに計画をしております。保育、これが1番ネックになる部分ではないかと思えますけれども、保育現場職員の人員体制でございますけれども、こうした園外保育等を行っていくにあたりましては、保育士の早期退職等もありまして、十分な保育士確保ができていないという状況でございます。現在では、各園所で様々な工夫をして実施をしております、さらには教育委員会事務局等も協力しながら、現保育士の数、体制で園児の安全のための体制づくりを模索しながら対応しているところでございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。現在の推進状況をお聞きしました。ではこの森のようちえん、7年度1か所8年度には全所が認定制度を受けるということなんですが、森のようちえん、何をもって完遂という姿になるのでしょうか。町長。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい。何をもって完遂という形なんですけれども広島型ですねこの認証制度がですね、一定の時間内、自然の中での活動というような形での認定になりますので、まずはその辺りのところが目標値となってくると考えております。しかしながらですね、森のようちえんの最も大切なところはですね、森、自然を活用してですね、その中で子どもたちの自主性を育むということが最も大切な理念でございますので、そのところを育めるように、自然を活用しながら、またほかの保育も通じてですね、子どもたちの力を伸ばしていきたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい分かりました。では、町内全園、全所が認証制度を受けて認定を受けた段階で森のようちえんができましたよということになるんで、よろしいですか。そういうことですか。すいません。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい。先ほど申し上げましたとおり、一つの目標値として時間がございますけれども、やはり、大切なのは、その中で子どもたちの自主性、創造性等々を育んでいくことでございますので、時間的な一つの区切りにはなりますけれども、その目標の追求というのは、今後も続く永遠に続くというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、分かりました。認証制度を受けるのが、取りあえず目標値、その後は子どもたちと自然の中で自主性を育てているということで、ではこの認証が全部終わったら安芸太田町は森のようちえんを始めました一言って広報できるんですか。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

現在もですね、自然の中で触れ合うということをやっておりますので、森のようちえんを今もやって以前から始めておりますよと、そしてこれからもどんどんどんそれを深めていきますよというようなアナウンスを続けていくことが妥当であると考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。森のようちえん、理解しましたが、自然、森で、実施するというので、フィールドとしては、ある程度絞っておかないと安全性に問題があると思いますが、フィールドとして考えている場所としては、今、考えておられるところ、聞きたいと思います。

○中本正廣議長

長尾教育次長。

○長尾航治教育次長

はい。フィールドに関しましては、各まず園所の近くの場所ですね、近くの場所で、安全対策を行いながら、行ける場所、いわゆるお出かけ、散歩とか、おむすびを持ってですね出かけるってようなことを今やらせていただいているんですが、そういった形を一つ考えているものですね、あわせて、やはり安芸太田町の魅力でございます、今、セラピーロードなんかにもなっておりますけれども、例えば深入山でありますとか、龍頭峡等ですね、最近はこちらと龍頭峡にたくさん回数をこなしていつてるんですけれども、先般も道路が少し状況が悪いとかいう話があったんですが、これ都度ですね、実は教育委員会事務局または園所の園長たちがですね、現場に赴く際には事前安全確認を行ってからいくといったようなこともしております。まだまだフィールドの開拓にはですね、少し時間も必要でしょうし、また、地元の方々の協力も要るかなというふうに思っているんですが、徐々に増やしていきたいなというふうに思っております。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、フィールドとしては様々な対象が町内にはあると感じておりますが、先ほどちょっと出ました深入山あるいは龍頭峡であるとか、既存施設があるわけですが、幼稚園児たちがそこを利用する、遊ぶといったら、その施設の管理、整備ですよね。これについては、どう思っておられるか町長聞きたいです。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて森のようちえん、自然がフィールドでございますのでもちろんどこでも可能性としてはあり得るんでしょうけれども、議員御指摘のようにそうはいつでも安全性の確保を考えればですね、ある程度場所を確保しながら、そこを使っていただくということが重要なことと思っております。その選択肢の中で今話がありました深入山ですとか、あるいは、様々な、本当にすばらしい自然がたくさんあるわけでございますので、当然そういうところもフィールドとして使っていただきたいと思っております。そういったいわゆるその近場ではない少し距離が離れたような場所というのは当然観光スポットでもございますので、それはいずれにしても、それぞれの施設を管理する、本町内のそれぞれの部署がですね、やはり安全確保に向けた取組

というのはやはり進めていく必要があるかと思っております。その上で、とりわけ子どもたちのために何か整備しなければいけないということがあるのであればですね、またそれは教育委員会の中でも考えていただきながら、適宜対応すべき問題かなというふうに感じているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、分かりました。町長もう1件。先ほど安全対策として人員体制、人数の確認とか、人数、が確保、人数の確保とか必要だと考えますが、今後そこをどうクリアしていくか、何か構想があれば、伺いたいのですが。

○中本正廣議長

大野教育長。

○大野正人教育長

はい。基本的にはですねこれから出ていくフィールドについては、現状のですね職員の中で賄っていくことが原則と考えておりますが、フィールドによっては必要に応じてですね、その際にですね必要な人材が必要になってくる場合がありますねその専門職にお願いしたりですね、そういうような形も考えることも出てくるのかなというふうには考えております。はい。それと先ほどあわせてお話のありました、学校・園・所支援ボランティアさんなんかのほうにもですね、協力頂きたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、分かりました。どうしても森のようちえんを今日開催しますよと言っても、フィールドに出したい御家庭と、出たくない御家庭があると思うんですね。そしたら2か所で、子どもたちを預からなくちゃいけない、いったらこれ、人員確保がすごい大変だと思うんですね。しかも安全研修、職員は受けておられるんですが、そういったことに対する配慮、子ども接することに対する配慮、そういうフィールド、自然に対する配慮という様々な問題が出てきますので、もうそれは分かるところですから、早めに手をつけていただいて、やっていただかないと、認証もらったけえ、森のようちえんやりますよ、人がおらんけえできません、何もありませんよ。せつかく町長大きな声で森のようちえんと言いつけてきたんですから、その辺のところ、重点に、やっていただきたいと思っております。では、次の質問事項に入ります。職員の人材育成について。組織力向上のための人材育成について伺います。この4月から課の編成や、4月からの異動した新しい部署に行った職員の方もおられると思います。そこで、改めまして、今年度、組織力一丸となってやっていく上で、人材育成をどういうふうにご考えておられるか、いま一度お聞きします。

○中本正廣議長

二見総務課長。

○二見重幸総務課長

はい。組織能力向上のための人材育成について御質問頂きました。組織力向上のための人材育成につきましては、人事評価制度をその中心に位置づけておるところでございます。人事評価制度では、個人ごとに目標管理を行っております。その目標設定の際には、個人目標が、組織目標と連鎖するよう、個人面談を用いて目標の方向性のすり合わせを行っておるところでございます。具体的には町の組織目標を各課、そして個人へと落とし込みを行います。一人一人が目標を立て、組織目標を分担して達成していくことを意識しながら、組織全体で取り組んでお

るところでございます。また、面談を通じて、職員は上司から具体的なアドバイスをもらい、自分の仕事を客観的に見詰め直すことで、課題解決能力を高め、成長の機会を与えられると考えております。今後も人事評価というプロセスを通じて、上司、部下の間の意思疎通を深めながら、人材育成に取り組むことで、職員一人一人の能力を伸ばし、組織全体の成長につなげてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長  
大江昭典議員。

○大江昭典議員  
はい。人事評価制度、私も以前の職場でやっておりましたが、これについては、ある程度、A Bとかランクづけされると思うんですが、ランクが高い人は何か特典とかあるんですか。

○中本正廣議長  
二見総務課長。

○二見重幸総務課長  
はい。現在業績評価につきましては、上位にランクしたもののについては、勤勉手当のほうに反映するように制度化をしておるところでございます。

○中本正廣議長  
大江昭典議員。

○大江昭典議員  
はい、分かりました。この目標については個人目標ではありますが、何かそこをね、おいしいところがないと、職員も張り切りようがありませんので、その辺は、上手によろしくやっていただきたいと感じております。では次に、各種ハラスメント含む様々な研修について伺います。

○中本正廣議長  
二見総務課長。

○二見重幸総務課長  
はい。各種ハラスメントを含む様々な研修についてございますが、まずは、総務課、町長部局のほうから、答弁させていただきます。職員研修は、広島県自治総合研修センターで行われるいわゆる指定研修の受講のみならず、近年は、地方行政の最新の情報や、世の中のトレンドに触れる機会を増やすための職員研修など、工夫をしながら、町独自の研修も実施しているところでございます。その中で、平成28年度には、ハラスメント防止に主眼を置いた、コンプライアンス研修を実施しておるところでございます。また、令和5年度から取組を始めました、町の新規採用職員研修におきましても、地域協働課と連携しながら、コンプライアンスと人権についての講座を設けて毎年実施をしているところでございます。なお、ハラスメント防止に関わりましては、令和3年に要綱を定め、庁内相談窓口を設けて対応しているところでございます。以上です。

○中本正廣議長  
大江昭典議員。

○大江昭典議員  
はい。様々な研修について伺いました。このハラスメントを含む研修については、課長係長といった幹部のみならず、新人を含む職員全体で取り組まないと、成果を出しませんので、その辺のところをしっかりとっていただきたいと考えております。はい。この職員の人材育成については質問の相手として、教育長、病院管理者というふうにも挙げておりますので、教育委員会からも、伺います。

○中本正廣議長

清水教育課長。

○清水裕之教育課長

はい。学校それから園・所における人材育成について答弁いたします。学校においては、校長を中心とした組織力向上のため、校長作成の人材育成計画、人事評価制度の活用、適材適所の校務分掌配置、各種研修の実施等通した人材育成を行っているところです。また、長期的な視野に立った計画的な教職員人事も進めております。保育現場につきましては、一般行政職員と同様の対応に加え、県や郡の保育連盟の研修などを活用し、人材育成に努めているところです。先ほどの質問の中にもありましたが、各園所の年齢構成上の問題等ですね全体的な保育士不足というような面もございまして、人材確保に向けた取組もあわせて行っていく必要があると考えております。以上です。

○中本正廣議長

平林病院事業管理者。

○平林直樹病院事業管理者

はい。発言の機会を頂きました事業管理者の平林でございます。病院におきましては、多職種協働によって医療というのは成り立っているわけなんですけども、提供している医療の質を担保し、組織力あるいはチーム力を高めるためには医療人として、全員が共通、身につけるべき共通する能力とそれからそれぞれの職種で専門職としての身につけるべき専門能力の獲得が必要だというふうに考えております。基礎能力の中では、医療安全等感染対策に関する研修は、委託業者も含めて、全職員が受けるべき研修として年に1回以上、全員が受けるまで、この研修は行っております。その中で、医療安全、感染以外にもですね、医療接遇の委員会を設置しまして、基礎能力、医療接遇の基礎能力の獲得ということで、研修や職員アンケートを実施し、PDCAサイクルを回しているところでございます。ただ専門職で成り立っております病院というのはですね、それでするので専門職としてのスキルアップも当然必要になってきます。所属する団体が主催する研修会あるいは学会には、研修自体が、診療報酬上の資格取得や維持に関係するものであれば参加費、交通費、宿泊費等をですね、全額補助し積極的に参加してもらうようにしております。また個人のスキルアップについて学会発表等、年に数回というふうな、回数制限はあるんですが病院長が許可すれば全てOKということにはしておりますが、一応全額補助の対象にしております。参加者は報告書を作成し、部署内外で伝達講習を行ってっております。過去5年間私が安芸太田町に来まして、研修出張の実績をちょっと調べてみましたが、令和2年度は全体で62件でありましたが、昨年度は全体207件、看護部は9件から86件、事務は5件から34件、いうふうに数自体は増えております。加えて看護部におきましてはいつでも研修が受けられるように、e-learning研修の環境も整備しております。さらに、医師と放射線技師につきましては、特定の医療機関と協定を結びまして、技術取得のために定期的な職員派遣を行っております。今年度はこれを看護部にも拡大する予定にしております。これらの人材育成計画が基になって先ほど大江昭典議員が言われました組織能力向上を目指すということになるわけなんですけども、医療現場を取り巻く環境は年々複雑化高度化しております。個々の職員の対応では難しい局面が増えてきております。そのために、各専門能力を持った多職種で形成されたチーム活動を通じて日常診療を支えているというのが現状でございます。その中で、患者さんに関わる全てのチームの活動を全体としてまとめ、そして情報共有をする会議とですね病院長が主導します病棟運営会議というのを毎週主催しております。その中では、各医師が自分の担当患者の現状を報告すると、そのようなことを、これは2023年の秋から始めております。また医療の質を担保するためには委員会活動とは別にですね、医療の中ではしばしばインシデントアクシデントが起こるわけなんですけども、それに対応するために週に2回幹部と、医療安全管理委員会のメンバーで迅速に対応策を検討するようにしております。さらに、自分た

ちのその改善策が偏ってはいけませんので、これは昨年の4月から毎月1回ですが、千葉大学病院の相馬教授と医療安全ウェブカンファレンスを行いまして自分たちの考えに偏りが起こっていないというふうな仕組みづくりを今構築しております。今後もですね町民の皆様に信頼され職員が安心して働き、能力を十分に発揮できる、環境づくりに努め、人材育成を病院事業運営の最優先課題の一つと位置づけ、質の高い医療の提供に努めてまいります。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい、分かりました。とりわけ病院関係では専門職としてのスキルアップとか、いろいろ入ってくると思います。私も医療の片隅をかじっておりますのでその辺の大変なところは痛感しております。いずれにしても、どの部門、研修に出させる、出向させるといったら、人的確保、あるいは、そういった意味では難しいところはあるかもしれませんが、研修に出すことによって、1人の人が2倍の能力を持って帰ってくるということを期待して、しっかり研修させて、組織力の向上に直結するものとして取り組んでもらいたいと考えております。話は変わりますが、私の以前の職場には行動目標がありました。素早く対応、素早く処理、相手の立場に立った親身な対応、これを毎朝全員で唱和しておりました。もしこれが安芸太田町の行動目標だったとしたら、町長今安芸太田町は何点ですか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。なかなか何点というのは、言い難いところがあります。むしろまだまだ足りないところが多いのではないかと考えております。議員御指摘のことを改めて我々もしっかり肝に銘じながらですね、素早い対応と、それから相手の立場に立った対応ということに心がけながら頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江昭典議員。

○大江昭典議員

はい。以上、町行政へのエールと期待感を持って、私の質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で8番大江昭典議員の一般質問を終わります。通告による一般質問は全部終了いたしました。これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午後2時11分 散会

---